平成２１年（フ）第１２９１号
千葉県船橋市三山５丁目42番８号
債務者　佐々木真代
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９９号
千葉県船橋市薬円台４丁目14番１号
債務者　永井　治子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０９号
千葉市中央区都町２丁目13番14号　日の出ハイツ５号
債務者　加藤　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２９号
千葉県市川市福栄１丁目９番13号　メゾン福栄第１―106号
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３２号
千葉県船橋市習志野台４丁目75番11―207号
債務者　小松　敏三
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３３号
千葉県船橋市習志野台４丁目75番11―207号
債務者　小松あゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５２号
千葉県船橋市八木が谷４丁目15番６棟301号
債務者　松田　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５７号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目３番27棟202号
債務者　名古曽哲也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６４号
千葉県船橋市坪井町710番地84
債務者　峰島　俊一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０３号
長野県飯田市松尾水城3696番地７　コーポイブカＢ205号
債務者　榎並タケオこと　エナミ　クラウジオタケオ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１２０号
長野県飯田市北方2283番地
債務者　松澤えみ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２６６６号
フィリピン共和国バターン州ディナルピハン郡サンタ・カタリーナ町トゥコップ通553、申立時及び住民票上の住所愛知県清須市西枇杷島町問屋21番地２　ネオハイツびわじま601号
債務者　城内　正門
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５３号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目593番地、従前の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　公団志染団地１号棟505号
債務者　前田美保子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２６号
神戸市長田区上池田２丁目２番12号　藤本方、従前の住所山形市飯塚町1212番地38
債務者　真木いさみ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３９号
神戸市中央区坂口通６丁目２番３号
債務者　田名後君子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０１号
神戸市北区君影町３丁目１番29―501号、従前の住所神戸市北区君影町２丁目１番48―502号
債務者　宮﨑　聖子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０７号
神戸市北区緑町７丁目１番44―305号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町９丁目２番12―A101号
債務者　寒竹　清子（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部